

## 12. 大阪府柔道連盟「審議内規」について（抄）

児 玉 篤

審議会において昇段候補者の審議を行う場合は、「講道館昇段資格に関する内規」によるほか、本内規の定めるところによる。

1. 本連盟の昇段試合において、同階級1人抜き、2人目引分け以上で、昇段得点と年限を満たすのは、昇段させることができる。（再試合の得点は、同等として認める。）  
尚、参段以下の得点については、その内に本連盟の昇段試合（各地区連盟、各職域連盟主管昇段試合も含む）の得点（認印は「大認印」）を50%以上含んでいなければならない。
2. 上の合格者は予め本連盟主催又は共催の講習会において、所定の形を履修した者のほかは、当日の形の審査に合格しなければならない。  
形の受験者多数の場合は、技を抽出して審査することが出来る。  
形の合格の基準は、受験段位相当者として、一応滞りなく実施出来得る線を限度とする。それ以下は不合格として次期審査会まで保留する。但し、次期審査会までに各地区講習会等において形を履修した者は合格とする。  
次期審査会において再度不合格のものは失格とする。ただし、1年以内の受験については、試合を免除し、形の審査（有料2000円）のみ行う。尚、特別事情のある場合は延期届（証明書）を本連盟会長宛に提出すれば審査により考慮する。また、昇段の条件を満たした者が1年以内に手続きをしない場合は失格とする。
3. 各地区連盟、各職域連盟主管の昇段試合については、  
(ア) 初段受験の資格は、満14歳以上とする。また、受験段位は参段までとする。  
(イ) 原則として、初段受験は4人1組のリーグ戦、弐段受験は紅白勝ち抜き戦、又は4人1組リーグ戦、参段受験は紅白勝ち抜き戦で実施する。審議の対象は、リーグ戦では2勝以上、勝ち抜き戦では1人抜き、2人目引き分け以上で昇段に必要な得点を取得した者とする。参段受験は受験者が15名以上の場合のみこれを認める。
4. 昇段に要する得点、年限及び形は次表による。

昇段基準表

昇段する段位		初 段	弐 段	参 段
最少年齢		満 14 歳		
認定される形		投の形の内 手技・腰技・足技	投の形	投の形 固の形
優	合計得点 年 限	10点以上 0年	10点以上 1年以上	10点以上 1年半以上
良	合計得点 年 限	6点以上 1年以上	6点以上 1年半以上	6点以上 2年以上
可	合計得点 年 限	3点以上 1年半以上	3点以上 3年以上	3点以上 4年以上

(修業年限は、昇段証書記載の昇段年月日から起算する。)

得点基準表

段外者	有段者に対する「勝ち」	1. 5点
	段外者に対する「勝ち」（昇段試合に限る）	1. 0点

有段者	2階級以上上位段者に対する「勝ち」	2. 0点
	1階級上位段者に対する「勝ち」	1. 5点
	同級または同段者に対する「勝ち」	1. 0点
	1階級下位段者に対する「勝ち」	0. 5点
	2階級下位段者に対する「勝ち」	0. 3点
	2階級以上上位段者に対する「引き分け」	1. 0点
	1階級上位段者に対する「引き分け」	0. 75点
	同段者に対する「引き分け」	0. 5点

5. 過去の得点については、次の通り定める。

(1) 本連盟の昇段試験の成績で、立証出来る得点は古くても有効とする。但し、成績表の再発行による本連盟の得点の証明は、過去10年以内の得点についてのみ行う。

(2) 得点は、成績表及び証明書を、試合当日に提出したもののみ有効とする。

6. 満14歳未満の者及び全日本柔道連盟に登録していないものは、昇段試合の受験を認めない。

7. 初段受験者で当日の試合を含めて合計10回以上本連盟の昇段試合（紅白試合並びに各地区連盟・各職域連盟主管の昇段試合）に出場した者で、当日引き分け以上の成績をあげた者は審議に付することが出来る。但し、得点と年限が「昇段基準表」に示す各段位の「可の条件」を満たしていなければならない。

8. 試合時間は、男女とも段外者4分、有段者4分

## 女子審議内規

「講道館女子柔道昇段資格に関する内規」による

## ※料金

内 訳	初段	弐段	参段
試合参加費	2,000円（保険料含む）		

審議料	1,000円	2,000円	3,000円
本連盟入会金	※1 1,000円		
府柔連付加金	1,000円	2,000円	3,000円
講道館入門料	8,000円		
登録料 ※2	7150円 (6,500円+消費税)	8,800円 (8,000円+消費税)	10,450円 (9,500円+消費税)
段証書郵送料	500円		
合計	18,650円	13,300円 ※1 (14,300円)	16,950円 ※1 (17,950円)

※1 本連盟入会金については、初段昇段手続きを本連盟（大阪府）で行った者は、弐段以降の手続きでは不要。

※2 登録料については、消費税率により変動することがある。

その他

- ・外国人の場合、昇段の申請には渡日してから1年以上経過している必要があります。
- ・上記の場合、別途推薦書を作成する必要があります。